

大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年12月27日規則第88号）

最終改正:令和7年3月21日規則第7号

改正内容:令和7年3月21日規則第7号 [令和7年4月1日]

○大和市屋外広告物条例施行規則

平成19年12月27日規則第88号

改正

平成23年9月29日規則第42号

令和4年3月30日規則第19号

令和7年3月21日規則第7号

大和市屋外広告物条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請等）

第2条 条例第3条の許可（以下、この条において「許可」という。）を受けようとする者は、屋外広告物表示許可申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

（1）位置図

（2）設計図

（3）広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

（4）条例第14条に規定する広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合にあっては、その表示又は設置に当たり同条に規定する特定屋外広告物安全管理者として置こうとする者が第11条に規定する要件を満たす者であることを証する書類

（5）前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した図書

2 市長は、前項各号に掲げる図書を添付する必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して許可の適否を決定し、屋外広告物表示許可（不許可）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

4 条例第3条第3項に規定する許可期間が1年を超えるものの当該許可期間の終期は、月の末日とする。

5 許可を受けた広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者（特定屋外広告物安全管理者を含む。以下「設置管理者等」という。）の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者に変更があったときは、設置管理者等は、速やかにその旨を屋外広告物設置管理者等変更届により市長に届け出なければならない。この場合において、特定屋外広告物安全管理者の変更に係る届出には、第1項第4号の書類を添付しなければならない。

（可変表示式広告物）

第3条 条例第5条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、可変表示式広告物（映像装置、可動式ポスター、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示内容を変えることができるもの）とする。ただし、表示面積の合計が1平方メートル以下で、地上からの高さが2メートル以下のものを除く。

（表示の位置等の基準）

第4条 条例第7条の基準は、別表第1に掲げる許可地域区分に従い、別表第2のとおりとする。

（適用除外の広告物又は掲出物件）

第5条 条例第8条第2項第1号の規則で定める広告物又はその掲出物件は、次に掲げるものとする。

（1）国又は地方公共団体の公報資料及び広報資料

（2）国又は地方公共団体の案内板及び揭示板

（3）災害、伝染病等の発生等における緊急な事項を告示するもの

（4）前3号に掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

2 条例第8条第2項第2号の規則で定める広告物又はその掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 社寺、教会等の礼式又は冠婚葬祭の際掲出されるもの
- (2) 地方の年中行事のため表示又は設置されるもの
- (3) 前2号に掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

3 条例第8条第2項第4号の規則で定める広告物は、次に掲げるものとする。

- (1) 電車の車体に所有者の氏名、名称若しくは商標又は所有者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- (2) 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は所有者若しくは管理者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で使用の本拠の位置(当該登録に係るものをいう。)が本市外にある自動車に表示される広告物であって、その使用の本拠の位置において適用される都道府県又は市町村の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの

4 条例第8条第2項第5号の規則で定める要件は、次に掲げるものとし、そのいずれにも適合しなければならない。

- (1) 自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であること。
- (2) 別表第3に定める区域ごとの基準に適合するものであること。

5 条例第8条第2項第6号の規則で定める基準は、表示面積の合計が1平方メートル以下で、地上からの高さが2メートル以下のものとする。

6 条例第8条第3項第1号の規則で定める広告物は、次に掲げるもので、かつ、表示面積が1平方メートル以下であるものとする。

- (1) 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの
- (2) その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの

(適用除外の不適用)

第6条 条例第8条の規定に該当する広告物であっても、同条の規定に該当しない広告物を併せて表示したときは、同条の規定は適用しない。

(標識票等)

第7条 条例第10条に規定する標識票は、屋外広告物許可証とする。

2 はり紙、はり札等の広告物については、前項の標識票に代えて、屋外広告物許可印を押すものとする。

3 第1項の標識票をはり付けること及び前項の許可印を押すことが困難と認められるものについては、市長が認める方法をもってこれに代えることができる。

(変更、継続等の許可の申請)

第8条 条例第11条の規定による許可の申請は、屋外広告物表示許可申請書によらなければならない。

2 前項に規定する許可申請書には、条例第11条第2項の規定による許可を受けようとする場合を除き、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更前及び変更後の比較が容易にできる図面
- (2) 所有者又は管理者の承諾書又は許可書(当該広告物又は掲出物件を変更する場所が他人の所有又は管理に属する場合に限る。)

3 第2条第3項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。

(軽微な変更等)

第9条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、広告物の表示内容、意匠若しくは色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替えとする。

(完了届)

第10条 条例第12条の規定による届出は、屋外広告物表示完了届によらなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置基準)

第11条 条例第14条の特定屋外広告物安全管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- (2) 法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合

格した者又は職業訓練を修了した者

(4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士である者

(5) 前各号に掲げる者のほか、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

(除却等の届出)

第12条 条例第16条の規定による届出は、屋外広告物除却(滅失)届によらなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

第13条 条例第20条第1項第1号の規則で定める場所は、大和市公告式条例(昭和31年大和町条例第7号)に定める掲示場とする。

2 条例第20条第2項の一覧簿に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2) 保管した広告物又は掲出物件が放置されていた場所及びそれを除却し、又は除却させた日

(3) 広告物又は掲出物件の保管を開始した日及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(保管した広告物又は掲出物件の売却の方法)

第14条 条例第22条の規則で定める方法は、大和市契約規則(昭和55年大和市規則第38号)第9章に規定する物品の売払いの例による方法とする。

(受領書)

第15条 条例第24条第1項の受領書は、受領書によるものとする。

(立入検査証)

第16条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、屋外広告物検査員証とする。

(地区基本計画の案等の公示)

第17条 条例第27条第3項の公示は第13条第1項に規定する掲示場で行い、公示する事項は、次のとおりとする。

(1) 地区基本計画の案

(2) 地区基本計画の案の縦覧場所

(3) 条例第27条第4項の規定による住民等の意見を記載した書面の提出場所及び提出期限

(様式)

第18条 この規則の規定により使用する様式は、別表第4に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第42号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の大和市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する基準に適合するものとして大和市屋外広告物条例(平成19年大和市条例第42号。以下「条例」という。)第3条第1項の許可を受けて表示されている屋外広告物及び設置されている屋外広告物を掲出する物件については、当該許可に係る許可の期間の満了の日までの間は、この規則による改正後の別表第2に規定する基準に適合するものとみなす。

3 この規則による改正後の大和市屋外広告物条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の条例第3条第1項の許可の申請について適用し、施行日前の同項の許可の申請については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

1 許可地域区分

区分	該当地域
第1種許可地域	1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域 2 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域(以下「調整区域」という。)(第2種許可地域に含まれる地域を除く。)
第2種許可地域	1 道路法(昭和27年法律第180号)第3条の一般国道及び都道府県道の両外側50メートル以内にある調整区域 2 市道下鶴間桜森線の両外側50メートル以内にある調整区域 3 用途地域のうち第1種住居地域(第3種許可地域に含まれる地域を除く。)
第3種許可地域	1 用途地域のうち準工業地域及び工業地域 2 2の表に示す地域
第4種許可地域	用途地域のうち第2種住居地域及び準住居地域
第5種許可地域	用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域

2 1のほか第3種許可地域とする地域

(1) 用途地域のうち次に定める道路の両外側50メートル以内にある第1種住居地域

道路の種類	路線名	区間
一般国道	16号	全区間
	246号	全区間
	467号	全区間
県道	40号(横浜厚木線)	市道中央40号及び中央60号との交点から市道中央75号との交点までの区間を除く全区間
	45号(丸子中山茅ヶ崎線)	全区間
	50号(座間大和線)	全区間
	56号(目黒町町田線)	全区間
市道	下鶴間桜森線	市道西鶴間15号及び西鶴間79号との交点から市道福田相模原線2号との交点までの区間を除く全区間

(2) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

ア 県道45号と市道福田93号との交点

イ 市道福田93号と市道福田128号との交点

ウ 市道福田128号と市道福田125号との交点

エ 市道福田 125 号と県道 45 号との交点

別表第2(第4条関係)

広告物の種類等		許可地域区分	基準
建築物の壁面を利用するもの	はり紙、はり札等	すべての許可地域	1 1枚1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法によること。
	壁面に直接表示し、物件を設置し、又は投影して表示するもの	第1種許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあつては、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 同一壁面に表示内容が同一のものを複数設置しないこと。 5 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。 6 投影して表示しないこと。
		第2種許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、10平方メートル又は当該壁面の面積の20分の1のいずれか大きい面積以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること(懸垂装置のある広告幕を除く。)。ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあつては、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 同一壁面に表示内容が同一のものを複数設置しないこと。 5 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。 6 投影して表示しないこと。
		第3種許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、20平方メートル又は当該壁面の面積の10分の1のいずれか大きい面積以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること(懸垂装置のある広告幕を除く。)。ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあつては、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 同一壁面に表示内容が同一のものを複数設置しないこと。 5 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。
		第4種許可地域及び第5種許可地域	1 1の建築物の1の壁面についての表示面積は、30平方メートル又は当該壁面の面積の10分の1のいずれか大きい面積以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること(懸垂装置のある広告幕を除く。)。ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあつては、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 同一壁面に表示内容が同一のものを複数設置しないこと。 5 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	第1種許可地域	1 1の建築物についての表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とし、車道に突出する場合は、地上4.7メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。

	第2種許可地域	<p>1 1の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。</p> <p>3 下端は、地上3メートル以上とし、車道に突出する場合は、地上4.7メートル以上とすること。</p> <p>4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。</p>
	第3種許可地域及び第4種許可地域	<p>1 1の建築物についての表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、地上15メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。</p> <p>3 下端は、地上3メートル以上とし、車道に突出する場合は、地上4.7メートル以上とすること。</p> <p>4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。</p>
	第5種許可地域	<p>1 1の建築物についての表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、地上15メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。</p> <p>3 下端は、地上3メートル以上とし、車道に突出する場合は、地上4.7メートル以上とすること。</p> <p>4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。</p>
建築物の上部から突出するもの	第1種許可地域	表示又は掲出できない。
	第2種許可地域	<p>1 1の建築物についての表示面積(広告塔にあつては、最大断面積をいう。以下この表において同じ。)の合計は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、建築物の屋根の最高部分を超えないこと。</p> <p>3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。</p> <p>4 建築物から横にはみ出さないこと。</p> <p>5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。</p>
	第3種許可地域	<p>1 1の建築物についての表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ建築物の上端から3メートル以下とすること。</p> <p>3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。</p> <p>4 建築物から横にはみ出さないこと。</p> <p>5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。</p>
	第4種許可地域	<p>1 1の建築物についての表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ建築物の上端から5メートル以下とすること。</p> <p>3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。</p> <p>4 建築物から横にはみ出さないこと。</p> <p>5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。</p>
	第5種許可地域	<p>1 1の建築物についての表示面積の合計は、70平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ建築物の上端から7メートル以下とすること。</p> <p>3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。</p> <p>4 建築物から横にはみ出さないこと。</p> <p>5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。</p>

広告塔、広 告板等	広告塔及び広告板	第1種許可 地域	<p>1 表示面積は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、地上3メートル以下とすること。</p> <p>3 道路上に突出しないこと。</p>
		第2種許可 地域	<p>1 表示面積は、15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、地上5メートル以下とすること。</p> <p>3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル(歩道上にあつては、地上3メートル)以上とすること。</p> <p>4 道路にある場合(前号に該当する場合を除く。)は、下端は、地上4.7メートル(歩道上にあつては、地上3メートル)以上とすること。ただし、市長が公益上必要であり、かつ、道路管理上支障がないと認めたものは、この限りでない。</p>
		第3種許可 地域	<p>1 表示面積は、20平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とすること。</p> <p>3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル(歩道上にあつては、地上3メートル)以上とすること。</p> <p>4 道路にある場合(前項に該当する場合を除く。)は、下端は、地上4.7メートル(歩道上にあつては、地上3メートル)以上とすること。ただし、市長が公益上必要であり、かつ、道路管理上支障がないと認めたものは、この限りでない。</p>
		第4種許可 地域及び第 5種許可地 域	<p>1 表示面積は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、地上10メートル以下とすること。</p> <p>3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル(歩道上にあつては、地上3メートル)以上とすること。</p> <p>4 道路にある場合(前項に該当する場合を除く。)は、下端は、地上4.7メートル(歩道上にあつては、地上3メートル)以上とすること。ただし、市長が公益上必要であり、かつ、道路管理上支障がないと認めたものは、この限りでない。</p>
	広告塔及び広告板 に類するもの	すべての許 可地域	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とし、同一商店街においては、なるべく位置、形状及び規模を統一すること。</p> <p>2 道路を横断して設置する場合は、その下端は地上4.7メートル以上とし、特定の商品名及び商店名は、なるべく表示しないこと。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>4 立看板及び広告旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。</p>
	バス停留所の上屋 に直接表示し、又は 物件を設置するもの	すべての許 可地域	表示面積は、1面につき2平方メートル以内とすること。
電柱及び街灯柱を利用するもの		すべての許 可地域	<p>1 巻付け看板又は添か看板に限る。</p> <p>2 1柱につき、巻付け看板及び添か看板は、それぞれ1件以内とすること。</p> <p>3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。</p> <p>4 巻付け看板の高さは、地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>5 添か看板は、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、電柱等からの出幅は、0.6メートル以下とすること。</p>

		<p>6 歩道と車道の区別のある道路の電柱等に添か看板を設置する場合(片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に添か看板を設置する場合を除く。)は、歩道側に設置し、その下端は地上3メートル以上とすること。</p> <p>7 歩道と車道の区別のない道路の電柱等及び片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に添か看板を設置する場合は、原則として道路の中心線の反対側に向けて設置し、その下端は地上 4.7 メートル以上とすること。</p> <p>8 同一直路に設置する場合は、なるべく位置、形状及び規模を統一すること。</p>
電車の外面を利用するもの	すべての許可地域	<p>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</p> <p>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</p> <p>4 ラッピング広告物(広告を印刷したラッピングフィルムを電車、自動車等の外面に貼り付けることにより表示する広告物をいう。以下同じ。)以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 前面及び後面に表示するものは、縦0.6メートル以下横1メートル以下とし、それぞれ1件以下とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦 0.6 メートル以下横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8 平方メートル以内とすること。</p> <p>5 ラッピング広告物は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の 10 分の1以内とすること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p>
路線バスの外面を利用するもの	すべての許可地域	<p>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</p> <p>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</p> <p>4 ラッピング広告物以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦 0.6 メートル以下横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8 平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 後面に表示し、又は設置するものは、縦 0.6 メートル以下横1メートル以下とし、1件以下とすること。</p> <p>5 ラッピング広告物は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p>
電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの	すべての許可地域	<p>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</p> <p>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</p> <p>4 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>5 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8 平方メートル以内とすること。</p> <p>6 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下横1メートル以下とし、1件以下とすること。</p> <p>7 広告宣伝用自動車(自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。)に表示する場合は、前3項の基準は適用しない。</p>
標識柱(道路標識を除く。)及びバス停留所標識を利用するもの	すべての許可地域	<p>縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下で蛍光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとし、1の標識柱につき1件とすること。</p>

備考

- 1 この表における基準のほか、1の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物の表示面積の合計は、第1種許可地域にあつては20平方メートル以内とし、第2種許可地域にあつては47平方メートル以内とする。
- 2 ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置は、第1種許可地域及び第2種許可地域にあつては設置できない。

別表第3(第5条関係)

区域	基準
条例第5条第1項各号に掲げる地域又は場所	表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。
別表第1に定める第1種許可地域	1 表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。 2 建築物の上部に突出するものにあつては、当該建築物の屋根の最高部を超えないこと。
別表第1に定める第2種許可地域、第3種許可地域、第4種許可地域及び第5種許可地域	1 表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。 2 建築物の上部に突出するものにあつては、当該建築物の屋根からの高さが4メートル以下とすること。

別表第4(第18条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	屋外広告物表示許可申請書	第2条及び第8条
第2号様式	屋外広告物表示許可(不許可)決定通知書	第2条及び第8条
第3号様式	屋外広告物設置管理者等変更届	第2条
第4号様式	屋外広告物許可証	第7条
第5号様式	屋外広告物許可印	第7条
第6号様式	屋外広告物表示完了届	第10条
第7号様式	屋外広告物除却(滅失)届	第12条
第8号様式	受領書	第15条
第9号様式	屋外広告物検査員証	第16条